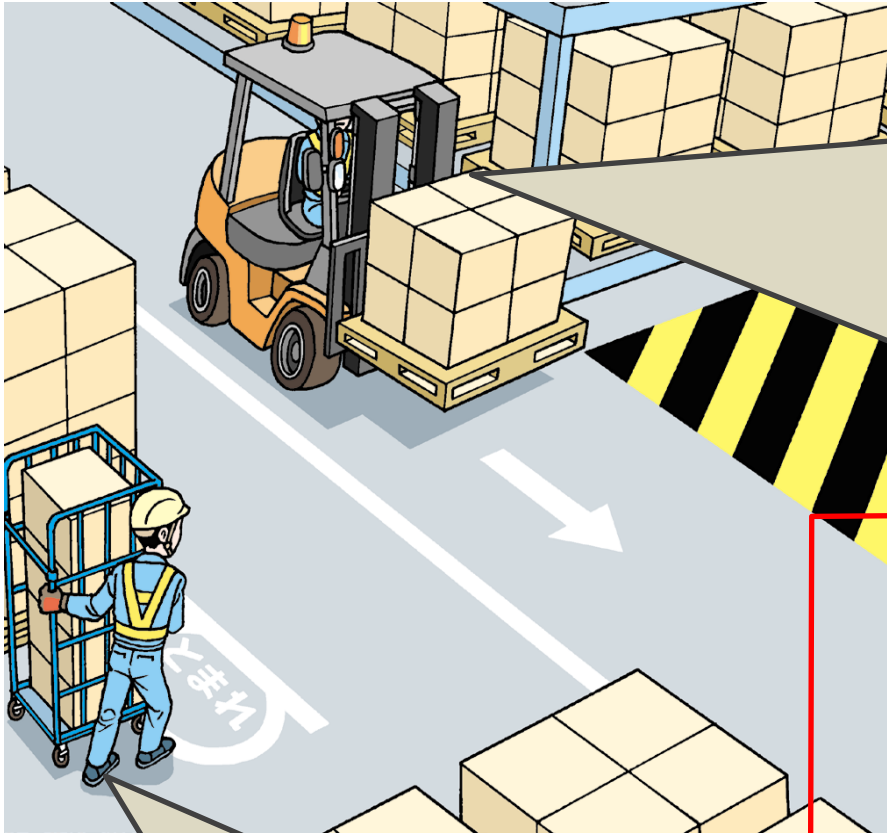


👉 フォークリフト使用時の労働災害を防ぐためのポイント

フォークリフトの運転士(オペレーター)やその周囲の作業者は、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう！



運転士(オペレーター)の注意事項

- ◆ 周囲の安全を確かめながら、運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう。
- ◆ フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう。
- ◆ フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう。

フォークリフトの用途外使用とはフォークに人を乗せて作業したり、フォークで荷を吊るような行為を言います。

フォークリフト運転士(オペレーター)以外の者(周囲の作業者)の注意事項

- ◆ 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう。
- ◆ 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア(フォークリフト走行エリア)に立ち入らないようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- 作業手順書を作成しましょう。
- 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう。
- フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう。



👉 作業計画と作業指揮者の選任

● 作業計画(労働安全衛生規則第151条の3)

フォークリフトを用いて作業を行うときには、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ及び地形、フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状等に対応する作業計画を定める必要があります。さらに、この計画にはフォークリフトの運行経路及び作業の方法が示されていること及びこの計画を関係作業者に周知させなければならない旨定められています。

また、フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならないと規定されています。

【重要】

事業者は、フォークリフトを用いて荷役運搬作業を行わせるときには、作業計画を作成し、作業指揮者を選任して、その者に作業を指揮監督させなければなりません。

◆ このほか、下記の通達等において、フォークリフトに関する荷役・運搬作業において対策の推進を図るよう説明されています。

詳しくは、厚生労働省ホームページ等から検索してください。

➤ 「荷役・運搬機械の安全対策について」(昭和50年4月10日付け基発第218号)

①作業指揮系統の確立、②点検整備、③安全作業の確保、④構内制限速度の遵守、⑤危険箇所への立入禁止、⑥保護具の着用、⑦フォークリフト個別事項など

➤ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について」

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

①荷役5大災害のうちフォークリフト使用時の対策、②適切な資格者による運転、③構内使用ルールの作成・掲示、④安全設備の設置等、⑤走行場所の区分など

